

搬入事業者各位

令和 5 年 8 月 1 日

廃棄物処理手数料改正のお知らせ

高座清掃施設組合では、平成22年以降、10年以上ごみ処理単価を改正していませんでしたが、高座クリーンセンターの建設や消費税率の引き上げ等、ごみ処理に伴う財政負担が増加しています。

現行の廃棄物処理手数料と廃棄物の処理にかかる費用との差額を解消し、受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を改正いたします。

改正料金 10kgあたり350円

種 別 し尿等以外の一般廃棄物

(高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項表における種別「上記以外の一般廃棄物」)

施行期日 令和6年4月1日

激変緩和措置

廃棄物処理手数料の激変緩和措置として、令和6年4月の改正より段階的に改正していきます。

< 廃棄物処理手数料の改正スケジュール >



継続した見直し

行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、ごみ処理量の推移、物価変動、税制改正などの動向により変動していきます。そのため、受益と負担の適正化の観点から、継続的な見直しが必要です。したがって、今後もおおむね5年ごとに検証をおこなってまいります。